



平成 23 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社セディナ
代表者名 代表取締役社長 山下 一
(コード番号 8258 東証・名証第 1 部)
問合せ先 広報 I R 部長 平野 浩彦
(TEL 03-6714-7723)

株式会社 SMFG カード&クレジットによる株式会社セディナの 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

株式会社セディナ（以下「当社」といいます。）は、本日開催した取締役会において、株式会社 SMFG カード&クレジット（以下「FGCC」といい、当社とあわせて以下「両社」といいます。）を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行い、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、FGCC は非上場会社であるため、当社の株主には本株式交換契約に基づき本株式交換の対価として、FGCC の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」といいます。）の普通株式を割り当てることといたします。

当社は、平成 23 年 3 月 30 日開催予定の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認決議を得る予定です。また、本日公表の「定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、当社の定時株主総会において議決権を行使することができる株主を定める基準日に係る定款の規定を、平成 23 年 5 月 1 日まで（同日を含みます。）に本株式交換の効力が生じないことを解除条件として、平成 23 年 3 月 30 日付で削除する旨の定款の一部変更を平成 23 年 3 月 30 日開催予定の臨時株主総会にはかることを決議しております。

当社の株式は、本株式交換の効力発生日（平成 23 年 5 月 1 日予定）に先立つ平成 23 年 4 月 26 日に上場廃止（最終売買は平成 23 年 4 月 25 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

当社は、平成 21 年 4 月 1 日、「クレジットカード事業と信販事業を核とした、専門性と機動性に溢れたわが国最大級のコンシューマーファイナンス会社の実現」を目指して、株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス及び株式会社クオークの 3 社が合併し、事業を開始いたしました。発足以降、合併効果の早期実現に向けた全社的な経営構造変革の推進、流通系カード会社の強みを生かした稼働率の高いカード会員募集、信販事業における TV

通販や学資マーケット等の成長性の高い分野への取り組みを進めて参りました。又、SMFGグループのクレジットカード事業戦略の中核会社のひとつとして、トップラインシナジーの極大化を目的とした営業面における複合連携体制の構築、スケールメリットの追求を目的とした三井住友カード株式会社（以下「SMCC」といいます。）とのシステム一体化等、SMFGグループとの連携を強化して参りました。

加えて、平成22年5月31日には、企業価値向上のための新規事業・システムへの投資やコスト構造変革をはじめとする経営構造変革の一段のスピードアップと確実な実行を図るとともに、財務基盤の強化を行うため、FGCCを引受先とする第三者割当増資を実施し、SMFGグループとの連携をさらに強化するとともに、収益力の改善と構造変革による筋肉質な経営体質の実現に取り組んで参りました。

具体的には、カード事業においては、会員募集体制の見直し等の事業構造改革を一層加速させ、より効率的な事業展開を追求するとともに、インターネットを通じたサービス等の成長分野への取り組みを強化しております。信販事業においては、引き続き成長分野への取り組みを進めるとともに、営業力の強化と業務の効率化による事業の損益構造の変革を進めております。ソリューション事業においては、決済商品・サービスの拡充を進め、お客様のニーズへの対応力を強化しております。

しかしながら、連結子会社化以降の当社を取り巻く経営環境は、利息返還請求の高止まりの他、昨年6月の改正貸金業法完全施行や9月の株式会社武富士の会社更生法手続き開始の申立て、12月の割賦販売法改正等もあり、一段と不透明さが増してきております。

現下の厳しい経営環境下において、経営体質強化に向けた取り組みを更にスピードを上げて推進し、その成果をより確実なものとするためには、SMFGグループの有するブランド、顧客基盤並びに経営ノウハウを最大限活用することが有効であり、SMFGグループとの更なる関係強化を図ることが重要であるとの認識のもと、当社は本株式交換の方法により、FGCCが当社を完全子会社化することで合意致しました。

完全子会社化後は、SMFGブランドを最大限活用し、当社の営業拠点と株式会社三井住友銀行の営業拠点の現場レベルでの連携の更なる強化や、ECマーケット・学資マーケット等当社の注力マーケットにおける協働強化を通じて、信販事業・ソリューション事業を中心にグループシナジーの効果実現を目指す他、人材派遣・交流等の人事面の更なる連携強化により、提供サービスの一層のレベルアップを図ってまいります。

また、当社とSMCCとの間でも、これまで行ってまいりました次世代システム等の具体的な検討に加え、顧客ニーズに応じた提携先企業の相互紹介や協働キャンペーンの実施等、クレジットカード事業においてより一層密接に連携しつつ、2社の協働を強化・推進してまいります。

当社は、本株式交換により更なるグループシナジーの効果を実現することが、当社及びSMFGグループ全体の企業価値向上につながり、既存株主、取引先等の皆様の利益に資するものと判断しております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成 23 年 1 月 28 日（金）
株式交換契約締結日（両社）	平成 23 年 1 月 28 日（金）
株式交換承認臨時株主総会開催日（FGCC）	平成 23 年 1 月 28 日（金）
臨時株主総会基準日公告日（当社）	平成 23 年 1 月 29 日（土）（予定）
臨時株主総会基準日（当社）	平成 23 年 2 月 14 日（月）（予定）
株式交換承認臨時株主総会開催日（当社）	平成 23 年 3 月 30 日（水）（予定）
最終売買日（当社）	平成 23 年 4 月 25 日（月）（予定）
上場廃止日（当社）	平成 23 年 4 月 26 日（火）（予定）
株式交換の効力発生日	平成 23 年 5 月 1 日（日）（予定）

（注 1）上記日程は、両社の合意により変更されることがあります。

（注 2）当社株式における米国人株主の保有割合（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）に従い算定されます。）が 10%を超えていたことが判明し、本株式交換の実施に関して SMFG 及び FGCC が米国 1933 年証券法に基づく登録届出書提出義務の免除を受けられないと判断した場合には、本株式交換を中止、又は他の方法により代替する等の対応を取ることがあります。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、FGCC を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。当社の株主には、本株式交換の対価として、FGCC の完全親会社である SMFG の普通株式が割当てられます。当社については、平成 23 年 3 月 30 日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで、本株式交換を行う予定です。FGCC については、本日開催された臨時株主総会（会社法第 319 条第 1 項に基づく書面決議による）において本株式交換契約の承認を受けております。なお、本株式交換の効力発生日は平成 23 年 5 月 1 日を予定しております。

本株式交換の対価については、i) 非上場会社である FGCC の株式を対価とした場合には当社の少数株主が流動性に乏しい株式を取得することになること、ii) 現金ではなく SMFG の株式を対価として交付することにより、当社の株主に完全子会社化によるシナジーの共有機会を提供することができること、iii) FGCC が SMFG を完全親会社とする資本関係を維持する必要性があること等を勘案し、SMFG の普通株式としました。なお、本株式交換の対価を定めるにあたり、公正性の確保及び利益相反の回避に努めるとともに当社の株主に対して十分な配慮をしております。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	SMFG (株式交換完全親会社となる FGCCの完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.060
本株式交換により 交付する株式数	SMFGの普通株式：15,718,372株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、SMFGの普通株式0.060株を割当交付します。ただし、FGCCが保有する当社の普通株式（本日現在 548,178,700株）については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

(注2) 本株式交換により交付するSMFGの株式数

FGCCは本株式交換に際して、本株式交換によりFGCCが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（ただし、FGCCを除きます。）に対し、当社の普通株式に代えて、その有する当社の普通株式1株につき、SMFGの普通株式0.060株の割合をもって、SMFGの普通株式を割当交付する予定です。また、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する自己株式（平成22年12月31日現在2,120,212株）及び基準時までに当社が取得することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）のすべてを基準時をもって消却する予定です。

なお、本株式交換により交付するSMFG株式数については、当社による自己株式消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 本株式交換の対価となる株式の発行会社の概要

下記5.をご参照ください。

(注4) 対価の換価の方法に関する事項

(1) 対価を取引する市場	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）
(2) 取引の媒介を行う者	SMFGの普通株式は、一般の証券会社を通じてお取引いただけます。
(3) 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容	該当事項はありません。

(4) 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項	該当事項はありません。
(5) 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項	本株式交換の公表日（平成 23 年 1 月 28 日）の前営業日まで 6 ヶ月間の東京証券取引所第一部における SMFG の普通株式の終値の平均は、2,637 円となっております。
(6) 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項	該当事項はありません。

(注 5) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、SMFG の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有する株主が相当数新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社の株式が 1,667 株未満である当社の株主は、SMFG の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、当社の全株主数の約 8 割の株主（平成 22 年 9 月 30 日現在の当社の株主名簿に基づく割合であり、現在は異なる可能性があります。）がこれに該当することとなります。単元未満株式を取引所市場において売却することはできませんが、SMFG の単元未満株式を保有することとなる株主については、本株式交換の効力発生日以降、SMFG の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買増制度（単元株への買増し）

会社法第 194 条の規定に基づき、SMFG の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元（100 株）となる数の株式を SMFG から買い増すことができる制度です。

②単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条の規定に基づき、SMFG の単元未満株式を保有する株主が、SMFG に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求すること

ができる制度です。

(注6) 1株に満たない端数の処理

F G C Cは、本株式交換に際して、当社の株主の皆様それぞれに割当交付されるSMF Gの普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、当該端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対し、当社の普通株式に代えて、SMF Gの普通株式1株の時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満の端数は切り上げるものとします。）を交付します。

なお、ここでの「時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の前取引日におけるSMF Gの普通株式の普通取引の終値（当該前取引日においてかかる終値が存しない場合には、かかる終値が存する直近の取引日（効力発生日前のものに限る。）の終値）を指します。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を担保するため、各社がそれぞれ第三者算定機関に算定を依頼することとし、当社は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、F G C Cは日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

野村証券は、SMF Gについては、市場株価平均法を採用して算定し、当社については市場株価平均法、類似会社比較法及び配当割引モデル分析法（DDM法）をそれぞれ採用して算定を行いました。

なお、市場株価平均法については、平成23年1月27日を基準日として、基準日の株価終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間のそれぞれの期間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村証券が上記のDDM法による算定において参照した当社の利益計画においては、下記のとおり一時的に業績が悪化した後に事業環境が改善することによる大幅な増益を見込んだ内容を前提としておりますが、野村証券はかかる利益計画の正確性・妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っていません。

SMF G株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

	採用手法	株式交換比率の算定結果
①	市場株価平均法	0.053～0.054
②	類似会社比較法	0.059
③	DDM法	0.053～0.070

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、SMFG及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券による株式交換比率の算定は、平成23年1月27日現在までの情報及び経済条件に加え、平成23年3月期の当社の業績予想修正の内容を反映したものであり、また、当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券は、平成23年1月27日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換における株式交換比率が、当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を当社に提出しております。

一方、日興コーディアル証券は、SMFGについては市場株価法による算定、当社については市場株価法及びDDM法（Dividend Discount Model：配当割引モデル）による算定を行いました。市場株価法では、平成23年1月27日を評価基準日として、当社については評価基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所における終値の単純平均値を採用し、SMFGについては評価基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所における終値の単純平均値を採用しました。

日興コーディアル証券が上記のDDM法による算定において参照した当社の利益計画においては、下記のとおり一時的に業績が悪化した後に事業環境が改善することによる大幅な増益を見込んだ内容を前提としておりますが、日興コーディアル証券はかかる利益計画の正確性・妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

SMFG株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による株式交換比率の評価レンジは以下のとおりであります。

	算定方法	株式交換比率の評価レンジ
①	市場株価法	0.048～0.060
②	DDM法	0.042～0.071

日興コーディアル証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等がすべて正確かつ完全なものであること、及び株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で日興コーディアル証券に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、SMFG及び当社並びにその関係会社の資産・負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した当社の財務見通しについては、当社より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されていることを前提としております。また、日興コーディアル証券の株式交換比率の算定は平成23年1月27日現在までの情報と経済条件に加え、平成23年3月期の当社の業績予想修正の内容を前提としたものであります。なお、日興コーディアル証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

DDM法による算定の基礎として、当社が野村証券及び日興コーディアル証券に提出した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、今年度の業績見通しは一時的に悪化いたしますが、来年度以降、業績の改善が期待できると考えたためであります。

両社は、上記第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びSMFGの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記2.(3)の株式交換比率は両社株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会において承認を受け、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

なお、本株式交換における株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

(2) 算定機関との関係

当社の第三者算定機関である野村証券は、当社、FGCC及びSMFGから独立しており、両社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しません。一方、FGCCは、日興コーディアル証券の株式価値算定に関するノウハウ、実績等を考慮の上、その算定結果に信頼性・妥当性があるものと判断しております。なお、日興コーディアル証券はSMFGの連結子会社です。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由等

(ア) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成23年5月1日(予定)をもって、FGCCは当社の完全親会社となり、当社はFGCCの完全子会社となります。完全子会社となる当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程及び株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、平成23年4月26日に上場廃止(最終売買日は平成23年4月25日)となる予定です。上場廃止後は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所において当社の普通株式を取引することはできません。

(イ) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換の目的は、上記1.に記載のとおりであり、当社の上場廃止そのものを目的とするものではありません。当社の普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主に割当てられるSMFGの普通株式は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換後も取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換によりSMFGの単元株式数である100株以上のSMFGの普通株式の割当てを受ける株主に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

ただし、本株式交換によりSMFGの単元株式数である100株に満たないSMFGの普通株式の割当てを受ける株主においては、これらの単元未満株式を上記いずれの取引所市場においても売却することはできませんが、株主のご希望により単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取り扱いの詳細については、上記2.(3)(注5)をご参照ください。

また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じる場合の取り扱いの詳細については、上記2.(3)(注6)をご参照ください。

(4) 公正性を担保するための措置

FGCCは、当社の発行済普通株式の67.49%を保有しております。当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、上記3.(1)に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の分析を依頼し、その分析結果を参考としてFGCCとの間で交渉・協議を行い、上記2.(3)に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、当社は、平成23年1月27日付にて野村證券から、本株式交換における株式交換比率が、当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しています。また、当社は法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所より本株式交換の適切な手続き及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社はF G C Cの子会社に該当することから、本日開催の当社の取締役会においては、利益相反を回避する観点から、当社の取締役のうちF G C Cの取締役を兼務している代表取締役山下一及び社外取締役城野和也は、上記の取締役会の審議及び決議には参加していません。当該取締役会においては、上記2名を除く取締役の全員一致で本株式交換契約の締結を決議いたしました。また、当社の監査役のうち、監査役成井昭臣、監査役門間富賢、社外監査役堀裕及び社外監査役川上明彦は当該取締役会に出席し、本株式交換契約締結の決議について異議がない旨の意見を表明しております（なお、当社は、都合により当該取締役会に出席できなかった社外監査役長友英資からも、当該取締役会において本株式交換契約の締結を決議することに異議がない旨を別途確認しております。）。

また、F G C Cの取締役を兼務している代表取締役山下一及び社外取締役城野和也は、利益相反を回避する観点から、本株式交換に関するF G C Cとの協議交渉には参加していません。

さらに、本日開催の当社の取締役会に先立ち、当社の支配株主であるSMFG及びF G C Cと利害関係を有しない独立役員である当社の社外監査役堀裕、社外監査役長友英資及び社外監査役川上明彦を構成委員とする特別委員会より、本株式交換について、(ア)本株式交換には企業価値向上に資する点があると認められ、その他本株式交換の目的に不合理な点は認められない、(イ)本株式交換の対価その他の条件（相当数の当社株主に対し、SMFGの単元未満株式が割当交付されることを含む。）について、公正性の確保に欠ける点は特に認められない、(ウ)本株式交換において、公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がされているものと考えられる、(エ) (ア)から(ウ)までの他、本株式交換において少数株主にとって不利益な点は特に認められない、という内容の意見を入手しております。当社の取締役会は、特別委員会の上記意見も踏まえて慎重に審議した結果、上記決議を行ったものであります。当社は、以上の取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の法的助言を得ております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成22年9月30日現在）

	株式交換完全子会社	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社セディナ	株式会社SMFGカード&クレジット
(2) 所在地	名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山下一	代表取締役社長 城野和也
(4) 事業内容	カード事業、信販事業、ソリューション事業、融資事業等	子会社及び関連会社の経営管理等

(5) 資本金	82,843 百万円	25,307 百万円				
(6) 設立年月日	昭和 25 年 9 月 11 日	平成 20 年 10 月 1 日				
(7) 発行済株式数	812,271,779 株	31,449 株				
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日				
(9) 従業員数	3,678 人	32 人				
(10) 主要取引銀行	三井住友銀行 みずほコーポレート銀行 三菱東京 UFJ 銀行	三井住友銀行				
(11) 大株主及び持株比率	株式会社 SMFG カード & クレジット 67.49% 株式会社ダイエー 5.42%	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%				
(12) 当事会社間の関係等	資本関係	FGCC は、当社の発行済普通株式の 67.49% を保有しております。				
	人的関係	当社の代表取締役社長の山下一は、FGCC の取締役を兼務しています。FGCC の代表取締役社長の城野和也は、当社の社外取締役を兼務しています。				
	取引関係	該当事項はありません。				
	関連当事者への該当状況	FGCC は、当社の親会社であり、関連当事者に該当いたします。				
(13) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態						
決算期	当社 (株式交換完全子会社) (連結)			FGCC (株式交換完全親会社) (単体)		
	平成 20 年 2 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
純資産 (百万円)	50,574	70,506	43,018	—	123,250	124,154
総資産 (百万円)	616,844	619,652	2,216,213	—	123,268	124,188
1 株当たり純資産 (円)	238.07	252.36	87.83	—	5,514,788	5,555,241
営業収益 (百万円)	151,602	140,254	232,743	—	88	2,005
営業利益 (百万円)	7,835	7,448	△40,377	—	△58	1,621
経常利益 (百万円)	7,900	7,527	△38,518	—	△58	1,621
当期純利益 (百万円)	△22,538	3,974	△67,876	—	△16,977	△2,950
1 株当たり当期純利益 (円)	△106.53	16.56	△139.86	—	△1,137,531	△132,008
1 株当たり配当金 (円)	0.00	0.00	0.00	—	0.00	0.00

(注 1) FGCC は、平成 20 年 10 月 1 日に設立されましたので、平成 20 年 3 月期の経営成績及び財政状態に係る数値は存在しません。

(注 2) 当社は、存続会社である株式会社オーエムシーカードが平成 21 年 4 月 1 日を効

力発生日として消滅会社である株式会社セントラルファイナンス及び株式会社クオークと合併したことにより発足しているため、平成20年2月期及び平成21年3月期の経営成績及び財政状態（連結）は、当該合併前の株式会社オーエムシーカードのものです。また、平成21年3月期については、平成20年5月23日開催の第82回定時株主総会決議により、決算期を2月末日から3月31日に変更したため、平成20年3月1日から平成21年3月31日までの13ヶ月決算となっております。

5. 本株式交換の対価となる株式の発行会社の概要（平成22年9月30日現在）

(1) 名称	株式会社三井住友フィナンシャルグループ	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 北山 禎介	
(4) 事業内容	傘下子会社の経営管理、並びにそれに付帯する業務	
(5) 資本金	2,337,895百万円	
(6) 設立年月日	平成14年12月2日	
(7) 発行済株式数	1,414,125,626株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 従業員数	62,243人（連結）	
(10) 主要取引先	—	
(11) 主要取引銀行	該当事項はありません。	
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 6.59% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 5.52% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）2.01%	
(13) 当事会社間の関係等	資本関係	SMFGは、FGCCの発行済普通株式の100%を保有しております。なおSMFGは、当社株式を保有していません。
	人的関係	当社の代表取締役社長の山下一は、FGCCの取締役を兼務しています。FGCCの代表取締役社長の城野和也は、当社の社外取締役を兼務しています。
	取引関係	SMFGの完全子会社である株式会社三井住友銀行は当社に対して融資を行っております。
	関連当事者への該当状況	SMFGは、FGCC及び当社の親会社であり、関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）			
決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
純資産（百万円）	5,224,076	4,611,764	7,000,805
総資産（百万円）	111,955,918	119,637,224	123,159,513
1株当たり純資産（円）	424,546.01	2,790.27	3,391.75
経常収益（百万円）	4,623,545	3,552,843	3,166,465
経常利益（百万円）	831,160	45,311	558,769
当期純利益（百万円）	461,536	△373,456	271,559
1株当たり当期純利益（円）	59,298.24	△497.39	248.40
1株当たり配当金（円）	12,000	90	100

6. 本株式交換後の状況

株式交換完全親会社であるFGCCの名称、所在地、代表者の役職・氏名及び事業内容については、上記4.に記載の内容から変更ありません。

7. 今後の見通し

当社は、本件株式交換実施による今期の業績への大幅な影響は予測しておりません。今後は、両社で業務の一層の効率化とグループ力の結集により、業績の向上を図っていきます。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が、平成22年11月17日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、上記3.（4）及び（5）に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換の実施を決定しており、本株式交換は、当社の上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

当社は、平成23年1月27日に、支配株主であるSMFG及びFGCCと利害関係を有しない独立役員である当社の社外監査役堀裕、社外監査役長友英資及び社外監査役川上明彦を構成委員とする特別委員会より、本株式交換について、（ア）本株式交換には企業価値向上に資する点があると認められ、その他本株式交換の目的に不合理な点は認められない、（イ）本株式交換の対価その他の条件（相当数の当社株主に対し、SMFGの単元未満株式が割当交付されることを含む。）について、公正性の確保に欠ける点は特に認められない、（ウ）本株式交換において、公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がされているものと考えられる、（エ）（ア）から（ウ）までの他、本株式交換において少数株主にとって不利益な点は特に認められない、という内容の意見を入手しております。

以上